

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年12月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	生活援護 管理課	228-7412	第三期統合基盤移行業務 (生活保護情報システムのサブ システム)	北日本コンピューター サービス株式会社	1,091,200	R6.12.11	<p>本業務は、現在使用している「中国残留邦人等支援給付サブシステム」、「小口更生資金貸付サブシステム」、「民生委員管理サブシステム」、「住居確保給付金サブシステム」(以下、合わせて「サブシステム」という。)について、令和6年12月に第二期統合基盤の契約期間が終了するため、第三期統合基盤に移行するものである。本業務を適正に履行するためには、当該システムについての詳細な設定や構成についての知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築したもの以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮にサブシステムについて詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因して発生した障害に対して、迅速な対応ができなくなる。その結果、サブシステムを活用した業務に支障をきたすなど、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である北日本コンピューターサービス株式会社以外にないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	